

令和5年度与党税制改正大綱について

本日、「令和5年度与党税制改正大綱」が決定された。

今回の税制改正においても多くの課題があったが、地方財政にも十分配慮の上、取りまとめていただいた与党関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表するものである。

固定資産税については、令和3年度の税制改正及び令和4年度の税制改正において、負担の均衡化に遅れを生じさせる異例の措置が講じられたところであるが、令和5年度は、既定の負担調整措置を実施することとされた。

これまで幾度となく申し上げてきたが、税財源が乏しい町村にとって固定資産税はかけがえのない基幹税であり、今後は税負担の公平性を損なうような措置は断じて行わないよう改めて強く求めるものである。

車体課税については、環境性能の良い自動車の普及促進を図る政府目標を踏まえ、環境性能割の税率区分が段階的に引き上げられることとなり、税收確保の観点から評価する。

車体課税は、道路・橋梁等社会資本の更新・老朽化対策、防災・減災事業の確実な実施のための極めて重要な財源であるので、中長期的な視点に立って見直しを行う場合には税收が安定的に確保されるよう求めるものである。

ゴルフ場利用税については、引き続き現行制度が堅持されることとなり、改めて関係者の皆様のご尽力に感謝申し上げます。本税は、ゴルフ場所在町村における極めて貴重な財源であり、将来にわたり現行制度が堅持されるよう求めるものである。

本会は、今後とも地域の自立性・自主性の向上のため、地方税の充実確保と併せ、税源の偏在性が小さく税收が安定的な地方税体系の構築を求めていく。

令和4年12月16日

全国町村会長

荒木 泰 臣